

災害事例

労働安全衛生コンサルタント 山口好孝

シンナー中毒 害あるを知らないままに……

建物の内外装工事を主に行うT社（労働者数38人）で働くAさん（25歳）は、採用されて約2年、現場工事職として毎日を頑張っている。

◎労働災害発生状況

快晴の下、Aさんは上司B、先輩Cさんと3名で工事現場へ到着した。この工事は、住居との複合ビルで、その一階にある店舗のうちの一店（床面積約50㎡）について改装工事を行っているものである。Cさんの指示を受けたAさんは、壁等の所定箇所に化粧板を取り付けることになった。Aさんからすれば、これまでも行ったことがあつ

ていた。ところが、店舗内というところもあり、室内通風のほとんど無い中で作業したためであろう、Aさんは作業途中に気分が非常に悪くなった。このため、現場を一旦離れようとしたが出来ず、意識を失って倒れたのである。離れた場所での作



た有機溶剤用防毒マスクの不使用等により作業した。有機溶剤に係る危険性・有害性に係る知識が不足していたこと。つまり、店舗内が通風不十分な状態にあったのに換気（この場合は全体換気。希釈換気ともいう）をせず、さらには、防毒マスクを使用せずに作業したのである。このため、ウエスからのシンナー、開缶からのシンナー蒸気を吸ったのであり、加えて、シンナーの浸みたウエスを素手で持って作業したことから経皮吸収もあった。このようなことになった背景には、有機溶剤の危険性・有害性についての安全衛生教育（通達により、特別教育に準ずる教育として位置づける）をAさんに未実施となっていたことがある。再発防止には、関係業者が有機溶剤について必要な知識をもつこと、作業中においては換気を行うこと、防毒マス

て、それほど難しいことではない。取り付ける箇所の寸法に応じて切断した化粧板をボンド（接着剤）で当該箇所に貼り付けるのである。ところが、この一連の作業においては、接着する際にボンドの一部がはみ出したり、ちよつとしたミスで他の箇所にボンドが付着したりすることがある。

今回の作業でもそれがあつたため、Aさんは貼り合わせ箇所からはみ出したボンドを除去しようと、ラッカーシンナー（有機溶剤・液体）缶の蓋を開け、右手に持ったウエス（ポロ布）にシンナーを浸み込ませると、ゴシゴシとボンドを拭き取つ

◎発生原因と対策

①有機溶剤取り扱い作業において換気せず、ま

クの使用と不浸透性手袋の使用により作業を行うこと。

②ラッカーシンナーを使用させるにおいて、事業者として、管理上の不備、問題があつたこと。

シンナーを使用しての作業を行わせるのであれば、有機溶剤作業主任者を選任し、その者の指揮の下で作業すること、通風不十分な場合は換気をする、作業者には防毒マスク等を使用させること等が必要であるが、これらがいずれも欠いており、事業者として管理上の不備、問題があつたといえる。

※労働安全衛生法施行令第6条、労働安全衛生規則第16条

有機溶剤を重量の5%を超えて含有するものの業務では、有機溶剤作業主任者を選任すること。

※有機溶剤中毒予防規則第19条の2

事業者は、作業主任者に、有機溶剤により汚染され、または吸入しない

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金
業務を改善しようとする中小企業を応援します

制度の概要 事業場で、就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を行うとしている場合で、事業場内に800円未満の時間給（時間換算額）の労働者がおり、最も低い時間給（時間換算額）の労働者の賃金を40円以上上げた場合、業務改善に要する費用を一定の範囲で助成するもの。

助成額 下記の表の2助成対象経費に3補助率を乗じて得た額と1基準額を比較して、いずれか少ない額が助成対象となります。（ただし、下限は10万円とし、その場合の助成額は5万円となる）

1 基準額	2 助成対象経費	3 補助率
100万円	交付要綱第3条第1項に掲げる経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、原材料費、機械装置等購入費、試作・実験費、造作費及び委託費	2分の1
		常時使用労働者が、企業全体で30人以下の事業場 4分の3

支給対象となる事業主 下記の「業種」に応じて、①「資本金の額または出資の総額」または②「常時使用する企業全体の労働者数」のどちらかの要件を満たす事業主であること。

業種	①資本金の額または出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

以下の事項に該当しない事業主であること

- 1、交付申請日の3月前から助成事業実施年度の末日までに次の行為等を行った場合
 - (1) 解雇を行うこと。（天災事変等やむを得ない場合、労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く）
 - (2) 人員整理のために希望退職を募り、労働者がこれに応じたこと。
 - (3) 引上げ対象労働者以外の労働者の賃金を引き下げること。
- 2、これまでに、賃金引上計画に基づく助成金の交付を受けたことがある場合。
- 3、同一年度に、同一の措置内容に対して国又は地方公共団体から他の補助金（間接補助金を含む）の交付を受けた場合。
- 4、偽りその他の不正行為により本来受けることのできない各種助成金を受け又は受けようとしたことにより、愛知労働局長から過去3年以内に助成金の不支給措置が取られている場合。
- 5、交付申請日の前日から起算して3月前の日から助成事業実施日の属する年度の末日までの間に、労働関係法令の違反により送検されるなど支給することが適切でないものと認められる場合。
- 6、暴力団関係事業場であると認められる場合。

申請手続 助成金の申請には、交付申請書及び事業実施計画書の愛知労働局労働基準部賃金課への申請が必要です。

お問い合わせ先 愛知労働局労働基準部賃金課（☎052-972-0257）

ように作業方法を決定し、労働者を指揮させること。
※同規則第33条
事業者は、局所排気装置等を設けることが出来ない業務では、全体換気

装置を設け、有機ガス用防毒マスクを使用させること。
※昭和59年2月16日付け「安全衛生教育の推進について」通達

有機溶剤業務に従事する者に対し知識を付与する目的で、「特別教育」に準じた教育を推進すること。教育時間は、有機溶剤による健康障害等の

計4・5時間
たとえ少ない使用量、短時間の作業であっても、取扱物質の危険性・有害性を『知らない、知らせていない』では、作業の

安全を根本から損なう。改めて確認しておこう」この作業で、欠けているものはないか？」と。
(Y2X労働安全衛生コンサルタント事務所長)